

鹿 児 島 県 公 報

平成27年6月12日（金）第3118号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱（※）（財政課取扱い） 1
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定予定の通知（4件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 4
- 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の許可申請期間の決定（水産振興課取扱い） 4
- 肥料の登録（食の安全推進課取扱い） 4
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 6
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 6

公 告

- 一般競争入札公告（情報政策課取扱い） 6
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（4件）（商工政策課取扱い） 9
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第569号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱（平成2年鹿児島県告示第1811号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「2,500万円」を「1,000万円」に改める。

第5条第1項中「500万円」を「300万円」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

鹿児島県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多伊座敷字田ノ崎3793番（次の図に示す部分に限る。）、3795番、3796番、3797番3、3806番1

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
肝属郡錦江町田代麓字先小田宇都2696番2，宇山神宇都2750番1，2755番1，字柞ヶ平5259番口，5260番1，5261番1，5262番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第572号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
出水市武本字今木場5158番2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市樋脇町市比野字中尾8682番188
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第574号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町神子字穴子山4500番2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市城上町字耐屋3490番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動法人さくらじまコアラ	肝属郡南大隅町根占川北24番地14	特定非営利活動法人さくらじまコアラ	肝属郡南大隅町根占川北24番地14	松元 直孝	平成27年6月1日	訪問介護

鹿児島県告示第577号

日置市吹上町入来3907番地 稲田和夫及び日置市吹上町入来4083番地2 久保一幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 日置市吹上町区域（吹上町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第578号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、中型まき網漁業及び小型まき網漁業の許可の申請の期間を平成27年6月29日から同年7月10日までと定めた。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第579号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1318号	平成27年5月29日	平成33年5月28日	乾血及びその粉末	血粉(1号)	窒素全量 12.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社鹿児島油脂工業	日置市伊集院町寺脇87番地

鹿児島県告示第580号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成27年3月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
全国酪農飼料（株） 鹿児島工場 （鹿児島市）	鹿児島県酪農業協同組合 大隅支所 （鹿屋市）	若令牛育成用配合飼料	全酪育成後期	平成27.2	重金属－カドミウム	無
		乳用牛飼育用配合飼料	ミルクバランサー30	27.2	重金属－カドミウム	無
			ドライ&フレッシュSE	27.2	重金属－カドミウム	無
			オールラウンド305	27.2	重金属－カドミウム	無
			鹿酪1874ネオ	27.2	重金属－カドミウム	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、違反が認められた場合は、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(株)寿商会 TMR工場 （鹿屋市）	同左	TMR育成用ベストMIX	平成27.3	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ハピネスTMR	27.3	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
農業生産法人（有）十津川農	同左	ねじめびわ茶混合飼料T-1	27.3	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

場 T-1事業部工場 (肝属郡南大隅町)					
鹿児島プロフーズ(株) 大崎工場 (曾於郡大崎町)	同 左	確認済ポーク・チキン混合ミール	27.3	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	無
九州昭和産業(株) 志布志工場 (志布志市)	同 左	マルニ印配合飼料 成鶏用EX17H	27.3	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 児湯プロ後期	27.3	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 ファイン子豚	27.3	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マルニ印配合飼料 焙煎マーテル	27.3	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備及び暗渠排水）上屋久地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年6月15日から同年7月10日まで
- 3 縦覧場所
屋久島町役場農林水産課（尾之間支所）

鹿児島県告示第582号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成26年11月25日鹿児島県告示第1097号で告示した公共測量の実施は、平成27年3月25日終了した旨の通知があった。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
業務用パソコンの賃貸借 2,424台
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年9月30日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成27年10月1日から平成32年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成27年7月10日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年6月12日から同月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年7月22日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年7月23日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎2階）会議室2-B-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。
(イ) 交付期限 平成27年6月26日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入

札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2393
ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Personal computer for general working:2,424

(2) DELIVERY PERIOD:

30 September 2015

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 22 July 2015

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Information Policy Division

Planning Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2393

FAX 099-286-5527

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年6月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年6月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス上福元店
鹿児島市上福元町5860番地1

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 大嶋秀昭
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (2) 変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 変更年月日

平成26年6月24日

4 届出年月日

平成27年5月19日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年6月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年6月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス伊集院店
日置市伊集院町清藤2006番2 外4筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 大嶋秀昭
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (2) 変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 変更年月日

平成26年6月24日

4 届出年月日

平成27年5月19日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年6月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年6月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス大口店
伊佐市大口里750番1 外5筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫秀昭
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 代表取締役 寺本一三
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
 - (2) 変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 代表取締役 寺本一三
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
- 3 変更年月日
平成26年6月24日
- 4 届出年月日
平成27年5月19日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年6月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年6月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンポートしぶしアピア
志布志市志布志町志布志三丁目24番1号
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ア 変更前 株式会社志布志まちづくり公社 代表取締役 松永良市
志布志市志布志町志布志三丁目24番1号
 - イ 変更後 株式会社志布志まちづくり公社 代表取締役 福田快文
志布志市志布志町志布志三丁目24番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ア 変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫秀昭
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 外7者
 - イ 変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 外7者
- 3 変更年月日
 - (1) 2の(1) 平成26年6月27日
 - (2) 2の(2) 平成26年6月24日
- 4 届出年月日
平成27年5月19日

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年6月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市加治木町木田字西塩入5348番38, 5348番41, 5348番42, 5348番43, 5348番50, 5348番51, 5348番52, 5348番53, 5348番54, 5348番55, 5348番56, 5348番57の一部, 5348番58の一部, 5348番61, 5348番62, 5348番63, 5348番64, 5348番81の一部, 5348番82の一部, 5348番513, 5348番514, 5348番516, 5348番521, 5348番529, 5348番530の一部, 5349番7の一部, 5349番13の一部, 5349番37の一部, 5349番41の一部, 5350番1の一部, 5350番6の一部, 5350番7及び5349番7地先里道の一部

2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 始良市加治木町木田字西塩入5348番55の一部, 5348番56の一部, 5348番57の一部, 5348番58の一部, 5348番81の一部, 5348番82の一部, 5348番513, 5348番514, 5348番516, 5348番521, 5348番529, 5348番530の一部, 5349番7の一部, 5349番13の一部, 5349番41の一部, 5350番1の一部, 5350番6の一部, 5350番7及び5349番7地先里道の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

始良市加治木町木田653番地
株式会社木村ブロック工業
代表取締役 木村哲志